# 日欧MRAの現状

- 日欧MRA: 2001年4月署名、2002年1月発効 (EU加盟国: 締結当初15→28カ国)
- 対象分野:**電気通信機器**、電気用品、化学品、医薬品
- ▶無線関係法令:日本:電波法、欧州:R&TTE<sup>※</sup>指令

#### 欧州側機関:7

201 TELEFICATION B.V. (蘭)

205 TRaC Telecoms & Radio Ltd (英)

202 CETECOM ICT Services GmbH (独) 206 EMCCert Dr. Rasek GmbH (独)

203 BABT (英)

207 BV LCIE (仏)

204 Phoenix TESTLAB GmbH (独)

日本側機関:2

(株)UL Japan

(一社)テレコムエンジニアリングセンター

XR&TTE:Radio and Telecommunications Terminal Equipment

- ・欧州で日本向けの認証を行う機関は7機関に拡大。
- ・日本で欧州向けの認証を行う機関は2機関。

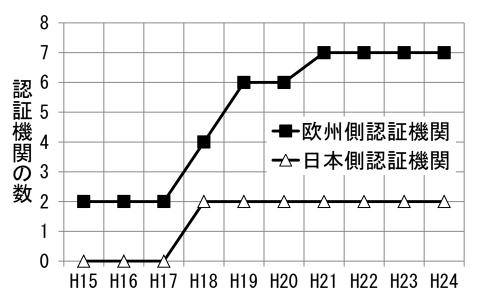


図1:MRAに基づく認証機関の累計

- ・欧州から日本向けの認証件数は拡大の一途。
- 我が国から欧州向けの認証件数は横ばい。

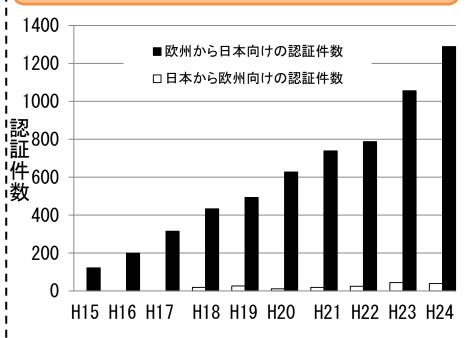


図2:工事設計認証の取得件数

#### 〔欧米での受入状況〕

- ・日本で行われた欧米向けの測定データ→○欧米の技術基準に合致していれば、受入可能
- ・日本で行われた欧米向け認証

→○欧米の技術基準に合致しているので受入可能

・日本で行われた日本向け認証

→×欧米の技術基準への合致が確認されないので受入不可

#### [日本での受入状況]

- ・欧米で行われた日本向けの測定データ→○日本の技術基準に合致してれば、受入可能
- ・欧米で行われた日本向け認証

→○日本の技術基準に合致しているので受入可能

・欧米で行われた欧米向け認証

→×日本の技術基準への合致が確認されないので受入不可

図1:三地域間の相互認証

米国(第2地域) (E FC 日本(第3地域) C (E) 欧州(第1地域) 図2:三地域での利用可能周波数 ~携帯電話(4G LTE)の例~

FC 米国		<b>C</b> € 欧州		全 日本
通信法		R&TTE指令		電波法
(FCC規則)		(EN規格)		(無線設備規則)
× <del>&lt;</del>		- <u>2,600MHz</u>		→ ×
-2,100MHz -	1	×	<b>\</b>	− •2,100MHz
- <u>1,900MHz</u> —	<b>^</b>	×		→ ×
× ←	_	•1,800MHz		•1,800MHz
× ←		×	<del>-</del>	– <b>∙</b> 1,500MHz

※一部周波数のみ例示

MRA協定は欧米と相互主義に基づき締結。

日本で行われた日本向け認証(技術基準)を欧米規制当局で受け入れ可能か?

# 欧州規格・認証を受け入れた場合の問題の所在①

- 一般に欧州マークは、国際的にも国内的にも欧州の技術基準(使用周波数等を含む)に合致しているという意味しか持ち得ない。
- 仮に、欧州の技術基準に合致した欧州の規格や欧州のマークの受入を仮定すると、以下のような **重大な問題を引き起こすため、容認できるものではない。**

### 1. 有害な混信による社会・経済活動の麻痺

日本のマークを有しない、すなわち日本の技術基準に合致しない無線設備がそのまま日本国内で使用されると、既存の無線設備に混信を引き起こす。

⇒携帯電話、放送、消防救急無線、航空機の無線航法設備など国民生活に深く関わる既存の 無線設備が混信による機能不全に陥るなど、社会的・経済的に著しい混乱を引き起こすばかり か、生命を脅かす事態も生じかねない。

### 2. 適正な基準認証の仕組みが瓦解

### > 利用者等の視点から

欧州マークも様々な無線設備等で共通に使用されており、日本の利用者等は、日本のマークが必要のない(欧州マークのみで使用が可能な)無線設備か、日本のマークが必要なそれ以外の無線設備なのか判別が不可能。

このため、利用者は知らずに、日本が受け入れていない(日本のマークが必要だがその表示のない)無線設備を使用すると、電波法違反(不法無線局の開設)に問われるばかりか、他の無線設備に著しい混信等を引き起こした場合、賠償責任等に問われる可能性。

⇒利用者の利便性や安心安全が損なわれるばかりか、機器市場の不信等を招く

# 欧州規格・認証を受け入れた場合の問題の所在②

## > 適正な行政運営の視点から

基準不適合等の状態で不適切な外国のマークを付し、日本国内に不適合機器を流通させる**当該外国の悪意の業者等に対する行政の適切な措置が困難。** 

⇒ 日本国内に基準不適合機器の流入が増加する恐れ。

欧州マークも様々な無線設備等で共通に使用されており、日本の利用者等に対し、日本のマークが必要のない欧州マークを個別にどのように判別してもらうか、利用者への実質的な周知方法がない。

逆に、欧州マークが付されていれば、どのような無線設備も日本の技術基準に合致していると誤認 する国民も多数生じる可能性。

⇒ 適正な法・制度の運用上、著しい支障を来す。

#### 3. 国際的な議論の欠如

日本で認証を取得した日本の無線設備も、欧州に輸出される場合、欧州の認証を改めて取得しなければならないが、欧州で無線設備を所管する各国通信規制庁は日本のマークを受け入れ、制度改正する意思はあるのか?

また、その他主要国を含め、国際的な議論は行われたのか?

